

別居家族への仕送りについて（確認）

直近の仕送りに関する資料を添付してください。

客観的に送金等の事実確認ができない場合は扶養を継続できませんのでご注意ください。

なお、**来年以降の扶養調査では、1年分の仕送りが確認できる資料を提出していただきます。**

◆ 現在扶養されている別居中の家族への仕送りについて

- 扶養している別居中の家族（両親等）の収入以上の仕送りが必要です
被扶養者が単身赴任の場合や就学中の子（大学生・専門学校生）は除く

被保険者（あなた）の仕送り金額 > 別居被扶養者（ご家族）の収入

《 最低の仕送り金額 例 》 扶養の対象者に収入がある場合は収入以上の仕送りが必要です

別居家族 申請人数	変更月	月額（円）	年額（円）	全国平均標準生計費* 月額	*「人事院勧告参考資料 （生計費関係）」より
1人	R4年9月まで	50,000	600,000	98,270	H19年資料
	R4年10月から	60,000	720,000	114,720	R3年資料

※令和4年10月以降は最低仕送り金額が毎月6万円に変更となりますので、ご注意ください！

◆ 仕送りの方法等について

① 仕送りの方法

- 送金証明等、客観的に仕送りの事実を確認できる書類を取得できること。
ATM振込票の写し・通帳の写しで送金先の氏名が確認出来れば可。
通帳の写しについては送金先の名義と金額のみで結構です。
- 被扶養者の通帳やカードを所持しての入金は「客観的に誰からの振込か」証明できないため認められません。

② 仕送りの頻度

- 生活費としての仕送りのため、基本的には毎月1回以上の送金が必要です。

◇ 現在の仕送り状況について

① 仕送りを（ している ・ していない ） *「していない」場合は扶養できません

② 仕送りの方法（具体的に）

③ 仕送り金額（ 円 / 月）

*通帳の写しを提出される方は送金先名義・金額部分のみご提出ください。

記入日 年 月 日

健康保険証 記号・番号 .

被保険者氏名